

【カード・通帳お手続き WEB 受付サービス利用規定】

第1条 サービスの利用

1. カード・通帳お手続き WEB 受付サービス（以下、「本サービス」といいます）のご利用は、必ず口座の名義人ご本人さまがおこなってください。
2. 本サービスのご利用には、〈はまぎん〉マイダイレクト（インターネットバンキング）の初回利用登録が必要です。
3. 本サービスでお手続き可能な口座は〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座もしくはサービス利用口座のうち普通預金と貯蓄預金に限ります。なお、ワンセットカードもしくはワンセット通帳・総合口座通帳のお手続きをご希望の場合は、事前に、カード・通帳に組み込まれた普通預金・貯蓄預金・定期預金のすべての口座を〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座もしくはサービス利用口座に登録いただく必要があります。
4. 本サービスのお手続き申込完了後は取り消しができません。「申込」ボタン押下前に、必ず申込内容にお間違いがないかご確認ください。
5. 本サービスのお手続き申込受付結果およびお手続き完了結果は、お客さまに入力いただくメールアドレスへEメールでご連絡しますので、必ずご確認ください。なお、メールアドレスのご入力相違等によりお客さまがEメールを受信されなかった場合も、お手続きは実行されます。
6. その他、当行が定める事由に該当する場合は本サービスでのお手続きができません。お手数ですが、お取引店の窓口にてお手続きください。

第2条 本人確認

1. 本サービスでは、「IB 情報連携サービス認証」を用いて〈はまぎん〉マイダイレクト（インターネットバンキング）のログイン情報によりご本人さまの確認をおこないます。
2. 前項の方法に従って本人確認を行った場合、当行は以下の事項が確認できたものとして取り扱います。
 - (1) 本サービスの利用依頼が、お客さま本人の有効な意思による申し込みであること。
 - (2) 当行が受信する処理依頼内容が真正なものであること。

第3条 カード紛失・盗難のお届け／紛失・盗難にともなう再発行

1. 本サービスでは、紛失または盗難（以下、「紛失・盗難」といいます）されたキャッシュカード（以下、「カード」といいます）のご利用停止および再発行のお手続きをおこなうことができます。
2. 受付条件は以下のとおりです。

紛失・盗難のお届け対象カード
<ul style="list-style-type: none">・普通預金キャッシュカード・貯蓄預金キャッシュカード・ワンセットカード・横浜バンクカード（一般/ゴールド/ヤングゴールド）・横浜バンクカード Suica（一般/ゴールド/ヤングゴールド）
本条にもとづく再発行手続きの対象カード
<ul style="list-style-type: none">・普通預金キャッシュカード・貯蓄預金キャッシュカード・ワンセットカード・横浜バンクカード（一般/ゴールド/ヤングゴールド）

※代理人カードや家族会員カードは本サービスの受付対象外です。

紛失・盗難のお届けおよび再発行手続きの受付ができないケース
<ul style="list-style-type: none">・上記の対象カード種類以外のキャッシュカードのお手続き・同一口座に対し複数枚カードが発行されている場合・同一のお取引店内に国内口座を 15 口座以上保有されている場合
本条にもとづくカード再発行手続きの受付ができないケース
<ul style="list-style-type: none">・銀行にお届けのご住所、ご名義に変更がある場合・指定された手数料引落口座の残高不足等により、カード再発行手数料のお引き落としができない場合・対象となるキャッシュカードに対し磁気ストライプの代理人カードが発行されている場合・対象となるキャッシュカードの暗証番号を一定回数以上入力相違され、ご利用停止状態となっている場合・現在ご利用の暗証番号をお忘れの場合・有効期限前月の 11 日以降に横浜バンクカードの再発行手続きをされる場合・横浜バンクカードの再発行で、延滞がある場合および延滞が解消された日当日にお手続きされる場合・当行にお届けのご住所が日本国外の場合

※上記以外にも、お取引の状況等により本サービスでお手続きできない場合があります。

3. カードを紛失・盗難された場合、通帳を記帳いただく、もしくは〈はまぎん〉マイダイレクトの照会サービスをご利用になり口座の残高・明細をご確認のうえ、被害にあわれた疑いがある場合はただちに以下の電話番号にご連絡ください。また、警察へのお届けもお願いします。

・「**横浜銀行自動機サービスセンター**」(24 時間 365 日)

フリーダイヤル [0120-225-102](tel:0120-225-102)

※フリーダイヤルをご利用になれない場合 [045-482-4252](tel:045-482-4252) (通話料有料)

・**お取引店または最寄り店 (銀行窓口営業日の 9:00~17:00)**

4. 横浜バンクカードを紛失・盗難された場合、本サービスによるキャッシュカード機能のご利用停止手続きとは別にクレジット機能のご利用停止手続きが必要です。以下の電話番号にご連絡ください。

「**VJ 紛失盗難デスク**」

[0120-919-456](tel:0120-919-456) (通話無料)

※携帯電話・PHS からの通話も可能

東京：[03-6627-4057](tel:03-6627-4057)

大阪：[06-6445-3530](tel:06-6445-3530)

受付時間 24 時間 365 日

5. カードご利用停止のお手続き申込完了後に当該カードを発見された場合は、カードの利用を再開するお手続きが必要です。なお、横浜バンクカードの場合は新しいカードの再発行が必要となります。いずれも当行本支店窓口でお手続きください。なお、第 6 条の対象カードについては、本サービスでお手続きすることができません。
6. カード再発行のお手続き申込完了後に当該カードを発見された場合であっても、再発行前のカードの利用を再開する手続きをおこなうことはできません。この場合、再発行されたカードを利用いただくものとします。なお、再発行前のカードはご自身で細断等をおこない廃棄してください。
7. 本サービスでカードの再発行のお手続きをおこなう場合、再発行後のカードは再発行手続き完了後 1 週間～

10 日前後で当行にお届けのご住所へ転送不要扱いの簡易書留郵便で交付します。お届けのご名義・ご住所に変更がないことをご確認のうえ、お手続きください。

8. 磁気ストライプカードの再発行をおこなうと、IC チップ付きキャッシュカードへカード種類が変更となります。また、ワンセットカードは普通預金キャッシュカードと貯蓄預金キャッシュカードの 2 枚に分けて再発行されます。
9. 横浜バンクカードの再発行をおこなうと、キャッシュカードの暗証番号のほかクレジットカードの暗証番号も現在の登録内容が引き継がれます。クレジットカードの暗証番号変更をご希望の場合は、お近くの当行本支店で再発行手続きをおこなってください。
10. 横浜バンクカードの再発行をおこなうと、16 桁のクレジットカードの会員番号が変更になります。口座振替等にクレジットカードをご利用の場合、新しい会員番号へのご登録変更手続きが必要となる場合があります。
11. 再発行をおこなうカードに生体情報の登録をされている場合は、再発行後に改めて当行本支店窓口にて生体情報の登録が必要となります。
12. 本サービスでカードの再発行手続きをおこなう場合、660 円（税込み）の再発行手数料がかかります。手数料引落口座は〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座およびサービス利用口座のうち、普通預金から選択できます。再発行手数料は「申込」ボタン押下後に普通預金取引規定（総合口座取引規定を含みます）の定めにかかわらず、普通預金通帳・同払戻請求書の提出を受けずに、指定された手数料引落口座から引き落とします。お客さまのご契約状況によっては当座貸越が発生する場合がありますので、お手続き前に必ず手数料引落口座の残高をご確認ください。なお、再発行手数料について領収書の発行はいたしません。
13. 本サービスでカードの再発行手続きをおこなう場合、受付時間により前項に定める再発行手数料の引き落としを含むカード再発行手続き完了まで数日かかる場合があります。
14. カード再発行申込受付後の手数料返戻はいたしかねますのでご了承ください。

第 4 条 カード破損・磁気エラー等ともなう再発行

1. 本サービスでは、破損・磁気エラー等で利用できなくなったキャッシュカードについて、再発行のお手続きをおこなうことができます。
2. 受付条件は以下のとおりです。

本条にもとづく再発行手続きの対象カード

- ・普通預金キャッシュカード
- ・貯蓄預金キャッシュカード
- ・ワンセットカード
- ・横浜バンクカード（一般/ゴールド/ヤングゴールド）

※代理人カードや家族会員カードは本サービスの受付対象外です。

本条にもとづく再発行手続きの受付ができないケース

- ・上記の対象カード種類以外のキャッシュカードのお手続き
- ・対象となるキャッシュカードを紛失・盗難されている、またはご利用停止状態の場合
- ・同一口座に対し複数枚カードが発行されている場合
- ・同一のお取引店内に国内口座を 15 口座以上保有されている場合
- ・銀行にお届けのご住所、ご名義に変更がある場合
- ・対象となるキャッシュカードに対し磁気ストライプの代理人カードが発行されている場合
- ・現在ご利用の暗証番号をお忘れの場合
- ・対象となるキャッシュカードの暗証番号を一定回数以上入力相違され、ご利用停止状態となっている場合

- ・有効期限前月の 11 日以降に横浜バンクカードの再発行手続きをされる場合
- ・横浜バンクカードの再発行で、延滞がある場合および延滞が解消された日当日にお手続きされる場合

※上記以外にも、お取引の状況等により本サービスでお手続きできない場合があります。

3. 本サービスでカードの再発行手続きをおこなう場合、再発行後のカードはお手続き完了後 1 週間～10 日前後
で当行にお届けのご住所へ転送不要扱いの簡易書留で郵送します。お届けのご名義、ご住所に変更がないこと
をご確認のうえ、お手続きください。
4. 磁気ストライプカードの再発行をおこなうと、IC チップ付きキャッシュカードへカード種類が変更となりま
す。また、ワンセットカードは普通預金キャッシュカードと貯蓄預金キャッシュカードの 2 枚に分けて発行
されます。
5. 横浜バンクカードの再発行をおこなうと、キャッシュカードの暗証番号のほかクレジットカードの暗証番号も
現在の登録内容が引き継がれます。クレジットカードの暗証番号変更をご希望の場合は、お近くの当行本支店
で再発行手続きをおこなってください。
6. 再発行をおこなうカードに生体情報の登録をされている場合は、再発行後に改めて当行本支店窓口にて生体情
報の登録が必要となります。
7. お手元のご使用不能となったカードはお客様自身の責任で細断のうえ、廃棄をお願いします。廃棄を怠った
ことにより生じた損害については、当行は、いっさいの責任を負いません。

第 5 条 通帳紛失・盗難のお届け／紛失・盗難にともなう Web 口座への切替

1. 本サービスでは、紛失・盗難された通帳のご利用停止および Web 口座（無通帳口座）（以下「Web 口座」と
いいます）への切り替えのお手続きをおこなうことができます。
2. 受付条件は以下のとおりです。

紛失・盗難のお届け対象通帳

- ・普通預金通帳
- ・貯蓄預金通帳
- ・定期預金通帳
- ・積立定期預金通帳
- ・総合口座通帳
- ・ワンセット通帳

Web 口座への切替の対象通帳

- ・普通預金通帳
- ・総合口座通帳
- ・ワンセット通帳

通帳紛失・盗難のお届けおよび Web 口座への切替の受付ができないケース

- ・上記の対象通帳種類以外の通帳のお手続き
- ・同一のお取引店内に国内口座を 15 口座以上保有されている場合

本条にもとづく Web 口座への切替の受付ができないケース

- ・対象となる預金通帳内の普通預金について、キャッシュカード・ワンセットカードまたは横浜バンクカード
（以下「キャッシュカード等」といいます）が発行されていない場合
- ・印章・キャッシュカード等について、紛失・盗難等の届け出が出されている場合
- ・同一口座に対し複数枚カードが発行されている場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・対象となる預金通帳内の口座のキャッシュカード等について、暗証番号を一定回数以上入力相違され、ご利用停止状態となっている場合・当行にお届けのご住所が日本国外の場合 |
|--|

※上記以外にも、お取引の状況等により本サービスでお手続きできない場合があります。

3. 通帳を紛失・盗難された場合、〈はまぎん〉マイダイレクトの照会サービスをご利用になり口座の残高・明細をご確認のうえ、被害にあわれた疑いがある場合はただちに以下の電話番号にご連絡ください。また、警察へのお届けもお願いします。
 - ・「横浜銀行自動機サービスセンター」(24時間365日)
フリーダイヤル 0120-225-102
※フリーダイヤルをご利用になれない場合 045-482-4252 (通話料有料)
 - ・お取引店または最寄り店 (銀行窓口営業日の9:00~17:00)
4. 通帳のご利用停止のお手続き申込完了後は、該当の通帳内の預金口座についてインターネットバンキングの資金移動サービスのご利用が停止されます。なお、通帳の再発行、Web口座への切替、通帳の利用再開の手続き完了後に、再度資金移動サービスをご利用になれます。
5. 通帳ご利用停止のお手続き申込完了後に当該通帳を発見された場合は、通帳の利用を再開するお手続きが必要です。本サービス(次条に規定する、カード・通帳発見のお届け(利用再開))もしくは当行本支店窓口でお手続きください。
6. Web口座への切替完了後に当該通帳を発見された場合であっても、当該通帳をお使いになれません。
7. その他、本サービスによりWeb口座への切り替えを行った後のWeb口座の取り扱い等については、〈はまぎん〉マイダイレクト利用規定の定めに従います。

第6条 カード・通帳発見のお届け(利用再開)

1. 本サービスでは、紛失・盗難のお届けがお済みのカード・通帳について、再発行のお手続き申込完了前に当該カード・通帳を発見した場合には、利用再開のお手続きをおこなうことができます。
2. 受付条件は以下のとおりです。

発見のお届け(利用再開)の対象カード

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・普通預金キャッシュカード(IC)・貯蓄預金キャッシュカード(IC) |
|---|

※代理人カードは本サービスの受付対象外です。

発見のお届け(利用再開)の対象通帳

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・普通預金通帳・貯蓄預金通帳・定期預金通帳・積立定期預金通帳・総合口座通帳・ワンセット通帳 |
|--|

本条にもとづく発見のお届け(利用再開)ができないケース

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・上記の対象カード・通帳以外の発見のお手続き・対象となるキャッシュカードの暗証番号を一定回数以上入力相違され、ご利用停止状態となっている場合 |
|---|

- ・同一のお取引店内に国内口座を 15 口座以上保有されている場合
- ・対象となるキャッシュカードの口座に対し複数枚カードが発行されている場合
- ・当行にお届けのご住所が日本国外の場合

※上記以外にも、お取引の状況等により本サービスでお手続きできない場合があります。

第7条 各規定の適用

本規定に定めのない事項については、普通預金取引規定等関係する各規定により取り扱います。

第8条 規定の変更

当行は、本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できることとし、事前または変更後速やかに当行ホームページに掲載します。当行は、本規定の変更日以降は変更後の内容にしたがって取り扱います。

以上